資料3

カリキュラム等の改善について
イメージ

〇総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について・・・・・P1

〇追加カリキュラムについて ・・・・・P２～13

〇総単位数の引上げに係る最低履修時間数について ・・・・・P14～16

〇臨床実習の在り方について ・・・・・P17～22

〇専任教員の見直しについて ・・・・・P23～26

〇その他 ・・・・・P27

総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

○　柔道整復師学校養成施設のカリキュラムは、平成12年に単位制となり、「総履修時間数2，480時間以上」から「総単位数85単位以上」に改正された。この際は、カリキュラム内容の追加・削除はなく、履修時間を単位に換算しただけである。今回の検討に当たっては、総単位数及び最低履修時間数のベースについて、それぞれ、85単位、2，480時間とした上で、これらに必要な教育内容（単位数及び時間数）を積み増すこととしてはどうか。

（参考）柔道整復学校養成施設指定規則　別表第一（新旧）

平成１２年４月１日改正前				現　行		
科　　目		授業時間数	備　考	教育内容		単位数
基礎科目	人文科学　一科目以上 社会科学　一科目以上 自然科学　一科目以上	150		基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14
	保健体育	90				
	外国語	60				
専門基礎科目	医学史	30		専門基礎分野	人体の構造と機能	13
	解剖学	210			疾病と傷害	12
	生理学	180			保健医療福祉と柔道整復の理論	7
	運動学	45				
	病理学概論	90				
	衛生学・公衆衛生学	90				
	一般臨床医学	120	遺伝を含む。			
	外科学概論	90	救急外傷学を含む。			
	整形外科学	90				
	リハビリテーション医学	60				
専門科目	柔道整復理論	330		専門分野	基礎柔道整復学	9
	柔道整復実技	600			臨床柔道整復学	14
	関係法規	45			柔道整復実技（臨床実習を含む。）	16
選択必修科目		200				
合計		2,480				85

　　は国家試験科目

追加カリキュラム（人体の構造と機能）について

○　高齢者への施術やスポーツ外傷・障害への対応に当たり、柔道整復師もこれらの特性を理解した上で施術を行うことが求められることから、専門基礎分野のうち、「人体の構造と機能」に「成長と発達」、「加齢と老化」等、高齢者や競技者（アスリート）等の生理学的変化や特異性に係るカリキュラムを追加してはどうか。

→＋１単位（30時間）

（改正のイメージ）

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一（抜粋）

教　育　内　容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能	13

↓

教　育　内　容　（案）		単位数	備　考
専門基礎分野	人体の構造と機能	14	

（追加する教育内容の具体的イメージ）

事項	内容	時間数	単位数
高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化	高齢者の生理学的特徴・変化	15	1
	競技者の生理学的特徴・変化	15	
計		30	1

追加カリキュラム（疾病と傷害）について

○　臨床能力の向上において、手技療術とともに強化すべき能力として、適切な医療受療の時期を逸することのないよう、柔道整復術が適応されるか否かの判断能力を培うカリキュラムを「傷病と障害」に追加してはどうか。

→＋４単位（１２０時間）

（改正のイメージ）

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一（抜粋）

教育内容		単位数
専門基礎分野	疾病と傷害	１２

↓

教育内容		単位数	備考
専門基礎分野	疾病と傷害	１６	

（追加する教育内容の具体的イメージ ）

事　項	内　容	時間数	単位数
柔道整復術適応	頸部の疾患の適応	18	4
	頸部の外傷の適応	16	
	肩関節部の疾患の適応	20	
	腰部の疾患の適応	28	
	腰部の外傷の適応	16	
	股関節部の疾患	22	
計		120	4

追加カリキュラム（保健医療福祉と柔道整復の理念）について

○　柔道整復養成施設の卒業後、すぐに施術所を開業する者も一定数いること等から、過剰診療による不適正な請求を防止するためにも、養成課程において受領委任払等の保険の取扱いに係るカリキュラムを盛り込むとともに、職業倫理に関するカリキュラムも追加してはどうか。

○　保険請求に係るカリキュラム及び職業倫理に関するカリキュラムについては、それぞれ１単位１５時間としてはどうか。

○　また、学校及び養成施設のどちらのカリキュラムにも適用するため、柔道整復学校養成施設指定規則別表第一中「専門基礎分野」の「保健医療福祉と柔道整復の理念」の備考として「保険の仕組み、職業倫理を含む。」と加えてはどうか。

→＋２単位（３０時間）

（改正のイメージ）

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一（抜粋）

教　育　内　容		単位数
専門基礎分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	7

教　育　内　容　（案）		単位数	備　考
専門基礎分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	9	保険の仕組み及び職業倫理を含む。

（追加する教育内容の具体的イメージ）

事項	内容	時間数	単位数
保険の仕組み	受領委任払いの方法等	15	1
職業倫理	柔道整復師の役割と倫理	15	1
計		30	2

追加カリキュラム（基礎柔道整復学）について

○　柔道整復師として本来備えるべき外傷性疾患への対応能力の強化の必要性が指摘されていることから、外傷の保存療法について教育の充実を図り、その中で、外傷後の後療法としてギプス除去の時期、軟部損傷の治癒時期及び骨折後骨癒合時期の判断に関するカリキュラムを充実し、これらの教育内容を「専門分野」の「基礎柔道整復学」に盛り込んではどうか。

→＋１単位（30時間）

（改正のイメージ）

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一（抜粋）

教育内容		単位数
専門分野	基礎柔道整復学	9

教育内容		単位数	備考
専門分野	基礎柔道整復学	10	

（追加する教育内容の具体的イメージ）

事　項	内　容	時間数	単位数
外傷の保存療法	外傷の保存療法 ギプス除去の時期の判断 軟部損傷の治癒時期の判断 骨折後骨癒合時期の判断	10 20	1
計		30	1

追加カリキュラム（臨床柔道整復学）について

○　柔道整復師が使用する物理療法機器について、その原理、作用等を学び、その適正な取扱いに関するカリキュラムを新たに「臨床柔道整復学」に追加してはどうか。

→＋１単位（30時間）

（改正のイメージ）

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一（抜粋）

教　育　内　容		単位数
専門分野	臨床柔道整復学	14

↓

教　育　内　容		単位数	備考
専門分野	臨床柔道整復学	15	

（追加する教育内容の具体的イメージ ）

事　項	内　容	時間数	単位数
物理療法機器の取扱い	物理療法機器の取扱い	10	1
	物理療法機器の原理	10	
	物理療法機器の人体への生理作用	10	
計		30	1

追加カリキュラム（柔道整復実技）について

○　卒業生の臨床能力の低下が指摘されており、柔道整復師の臨床における実践的能力を向上する必要があることから、臨床実習について、他職種の状況も参考としつつ、臨床実習（現行1単位以上）を4単位（180時間）としてはどうか。

→＋3単位（135時間）

（改正のイメージ）

柔道整復学校養成施設指定規則別表第一（抜粋）

教育内容		単位数
専門分野	柔道整復実技（臨床実習を含む。）	16

教育内容		単位数	備考
専門分野	柔道整復実技（臨床実習を含む。）	19	臨床実習を4単位以上とする。

（参考）

○　昭和63年の柔道整復師法改正（昭和63年5月法律第72号）により、都道府県知事による免許試験が国家試験となるまでは、臨床能力を評価するため実技試験が行われていた。（現在は、筆記試験のみ。）

（参考資料）

他職種の臨床実習・実習施設の状況

履修単位（３年課程）		臨床実習等の単位数		実習施設
９７単位	看護師	２３単位	臨地実習	基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院。 在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。【指導ガイドライン】
９３単位	診療放射線技師	１０単位	臨床実習	病院、診療所又は介護老人保健施設　【養成所指定規則】
	臨床検査技師	７単位	臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設　【養成所指定規則】
	理学療法士	１８単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設　【養成施設指定規則】
	作業療法士	１８単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設　【養成施設指定規則】
	視能訓練士	１４単位	臨地実習	臨地実習を行うのに適当な施設　【養成所指定規則】
	臨床工学技士	４単位	臨床実習	臨床実習を行うのに適当な病院　【養成所指定規則】
	義肢装具士	４単位	臨床実習	病院、診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所　【養成所指定規則】
	言語聴覚士	１２単位	臨床実習	病院、診療所その他の施設　【養成所指定規則】
	あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	１単位以上	臨床実習	養成施設附属臨床実習施設　【指導ガイドライン】
	（あはき師　２０単位	実習（臨床実習を含む。））		
８６単位	はり師きゅう師	１単位以上	臨床実習	養成施設附属臨床実習施設　【指導ガイドライン】
	（はり師　１２単位 きゅう師　１０単位	実習（臨床実習を含む。））		
７７単位	あん摩マッサージ指圧師	１単位以上	臨床実習	養成施設附属臨床実習施設　【指導ガイドライン】
	（あマ指師　１０単位	実習（臨床実習を含む。））		

総単位数の引上げに係る最低履修時間数について

（現在のカリキュラムの総単位数を総履修時間数に置き換えた場合）

柔道整復学校養成施設認定規則（平成12年4月1日施行前）
における履修時間数　　2，480時間（85単位）　①

（今回のカリキュラム改正案による追加領域）

高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化	30時間（　1単位）	
柔道整復術適応	120時間（　4単位）	
保険の仕組み、職業倫理	30時間（　2単位）	
外傷の保存療法（ギプス除去の時期の判断等）	30時間（　1単位）	
物理療法機器の取扱い	30時間（　1単位）	
臨床実習	135時間（　3単位）	
計	375時間（12単位）	②

最低履修時間数（①＋②）　　2，855時間（97単位）

（参考）あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（平成12年4月1日施行前）における履修時間数

学校養成施設の種類	時間数
あん摩マッサージ指圧師	２，550
はり師	２，565
きゅう師	２，355
あん摩マッサージ指圧師はり師	３，045
あん摩マッサージ指圧師きゅう師	２，835
はり師きゅう師	２，865
あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	３，165

カリキュラム改正案

（現行）

	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14
	小　計	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	13
	疾病と傷害	12
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7
	小　計	32
専門基礎分野	基礎柔道整復学	9
	臨床柔道整復学	14
	柔道整復実技（臨床実習を含む。）	16
	小　計	39
	合　計	85

（案）

	教育内容	内容	単位数	追加分
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	人文科学、社会科学、自然科学、保健体育、外国語	14	
	小　計		14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学、生理学、運動学	14	高齢者・競技者の生理学的特徴・変化(1)
	疾病と傷害	病理学、衛生学、リハビリテーション医学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学	16	柔道整復術適応(4)
	保健医療福祉と柔道整復の理念	関係法規、公衆衛生学、柔道整復の歴史、柔道	9	保険の仕組み(1)、職業倫理(1)
	小　計		39	
専門分野	基礎柔道整復学	柔道整復術の基礎理論	10	外傷の保存療法(1)
	臨床柔道整復学	身体各部の柔道整復術	15	物理療法機器の取扱い(1)
	柔道整復実技（臨床実習を含む。）	柔道整復に関する実技の技術・知識	19	臨床実習(1→4)
	小　計		44	
	合　計		97	

臨床実習の在り方（臨床実習施設等）について

○　臨床実習を4単位以上とする場合、養成施設附属の臨床実習施設のみでは十分な症例が集まらないとの指摘があるため、実習先については、原則として附属の施術所としつつ、一部の実習では、他の施設でも実習を行うことができるようにしてはどうか。
（現在の厚生労働省のガイドライン上では、養成施設附属の臨床実習施設以外での臨床実習を認めていない。）

○　柔道整復養成施設の卒業後、すぐに施術所を開業する者も一定数いること等から、過剰診療による不適正な請求を防止するためにも、実習施設において受領委任払等の保険の取扱いに係るカリキュラムを盛り込むとしてはどうか。

（参考）
柔道整復師養成施設指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第33号医政局長通知）
○７　授業に関する事項
（３）臨床実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成すること。

○８　実習に関する事項
（１）一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。
（２）附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。
（３）養成施設以外での実習が行われていないこと。

臨床実習の在り方（附属臨床実習施設以外における臨床実習施設）について

○　養成施設附属臨床実習施設以外における臨床実習施設を認める場合、臨床実習施設の要件をどのように考えるか。

○　附属以外の臨床実習施設を医療機関や介護施設に広げるべきとの意見がある一方、「柔道整復師のアイデンティティを見失うべきではない」との意見もあるように柔道整復師として備えるべき技能を考えれば、施術所に限定することも考えられるがどうか。

○　附属以外の臨床実習施設の要件として、まずは、教育体制が整っていることが必要であり、指導者、症例数、施術所の面積等を要件とすべきとの意見があるがどうか。特に、柔道整復師が経験すべき、骨折、脱臼等の急性期の運動器外傷の症例は、多くの施術所で取扱いが少ないとの指摘があるが、症例数の要件をどの程度にすべきか。

○　また、開業期間等施術所としての実績や不正請求等違反行為が行われていないか等教育を担う施設として相応しいかというも面も要件として考えられるがどうするか。

○　さらに、臨床実習の充実のためには、実習の指導に当たる柔道整復師を対象に実習指導者講習会の受講を要件とすべきとの意見があるがどうか。

（参考）柔道整復学校養成施設指定規則　別表第二（抜粋）

専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であって教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一　医師 二　柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

（参　考）講習会の例①（柔道整復師専科教員）

〇柔道整復師専科教員認定講習会（公益社団法人全国柔道整復学校協会）
　柔道整復師学校養成施設指定規則第2条第6号及び別表第2の規定に基づき厚生労働大臣の指定したもの。
（受講科目と時間数）

教職教育科目		専門基礎科目		専門科目	
科目	時間	科目	時間	科目	時間
教育原理	24	**人体構造と機能**		柔道整復学（理論・実技）	64
教育心理	24	解剖学	8		
		運動学	4		
教育方法	12	生理学	8	教育実習	8
教育行政	8	**疾病と障害**			
		病理学概論	4		
		衛生学	2		
		一般臨床医学	12		
		外科学概論	8		
		整形外科学	12		
		リハビリテーション医学	8		
		保健医療福祉と柔道整復の理念			
		公衆衛生学	2		
		医学史	4		
		医事制度	12		
		柔道	4		
	68		88		72
合計　228　時間					

※　27‘は、6～10月の土・日曜日、32日間で実施

（参　考）講習会の例②（医師臨床研修指導医）

〇医師の臨床研修に係る指導医講習会（医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について（平成16年3月18日医政発第0318008号厚生労働省医政局長通知））

いわゆるワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施。指導医講習会の開催期間は、原則として、２泊３日以上で開催され、実質的な講習時間の合計は、１６時間以上であること。

指導医講習会におけるテーマは、次の①～④に掲げる項目を必ず含むこととし、必要に応じ、⑤及び⑥に掲げる項目を加えること。

① 医師臨床研修制度の理念と概要（プライマリ・ケアの基本的診療能力を身につけることの重要性を含む。）
② 医師臨床研修の到達目標と修了基準
③ 研修プログラムの立案（研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成）
・研修プログラムの立案にあたってのテーマとしては、例えば、以下の内容が考えられること。
　医療の社会性、患者と医師との関係、医療面接、医療安全管理、院内感染対策、救急医療（頻度の高い救急疾患の初期治療等）、地域医療（患者が居住する地域の特性に即した医療や病診連携等）、地域保健（保健所等の役割や健康増進への理解等）、多職種協働（チーム医療）
④ 指導医の在り方
・指導医が身につけるべき指導方法及び内容としては、例えば、以下の内容が考えられること。
　フィードバック技法、コーチング、メンタリング、メンタルケア、プロフェッショナリズム、根拠に基づいた医療（Evidence-based Medicine：EBM）、キャリアパス支援、出産育児等の支援体制
⑤ 指導医及び研修プログラムの評価
⑥ その他臨床研修に必要な事項

・医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令
　第７条第３項　指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

・医師法第１６条の２第１項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）
　６　研修管理委員会等の要件
　（４）指導医等
　　ア（イ）指導医は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

※ 医政局が研修内容を確認し、講習会修了証において当該講習会は「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」（平成16年3月18日付け医政発第0318008号）にのっとったものであることを医政局長名で認めている。

臨床実習の在り方（臨床実習における実施可能範囲）について

○　現在の臨床実習の実態として、学生は、見学が中心になっているとの意見があることから、臨床実習の充実を図るため、臨床実習における実施可能範囲を示してはどうか。

○　臨床実習における実施可能範囲について、医師の「臨床実習検討委員会最終報告」（平成3年5月13日厚生省健康政策局）を参考とし、柔道整復師の臨床実習についおいても、予め患者に同意を得た上で、実習指導者の指導・監視の下で実習指導者が主体的に行う施術について介助を行ってよいこととしてはどうか。

○　また、介助であっても、柔道整復師の資格を持たない学生が、直接患者に対して施術を行うには、臨床実習開始前にそれに足りる総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることが保証されていることが必要であることから、学校養成施設が、実技も含めた試験によりこれらの評価を行うこととしてはどうか。

（参　考）

○「臨床実習検討委員会最終報告」（平成3年5月13日厚生省健康政策局）抜粋

医学生に許容される医行為について、①侵襲性のそれほど高くない一定のものに限られること、②医学部教育の一環として一定の要件を満たす指導医によるきめ細かな指導・監督の下に行われること、③臨床実習を行わせるに当たって事前に医学生の評価を行うことを条件とするならば、医学生が医行為を行っても、医師が医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、医学生が医行為を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、④患者等の同意を得て実施することとすれば、社会理念から見て相当であると考えられる。

専任教員（教員配置基準）の見直しについて

○　カリキュラムの充実により、総履修単位を８５単位から９７単位へ増加させることとする場合、これに対応して、専任教員数を現行の５名以上から６名以上に増員してはどうか。

（参　考）

○柔道整復学校養成施設の専任教員について

（柔道整復学校養成施設指定規則）

第２条第７号　教員のうち五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）とすることができる。

別表第二（抜粋）

専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一　医師 二　教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三　柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一　医師 二　柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

（参　　考）

他職種の状況

履修単位数（3年課程）		専任教員数
97単位	看護師	8名以上
93単位	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士・作業療法士 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士	6名以上
	言語聴覚士 あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	5名以上
86単位	はり師きゅう師	5名以上
77単位	あん摩マッサージ指圧師	5名以上

専任教員（教員講習会受講の要件）の見直しについて

○　教員の質を確保するため、専門分野の専任教員の要件であって、柔道整復師の免許を有する者の要件として、現行の「３年以上実務に従事」から「５年以上実務に従事」に改正してはどうか。

○柔道整復学校養成施設の専任教員について
（柔道整復学校養成施設指定規則）
別表第二（抜粋）

専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一　医師 二　教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三　柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一　医師 二　柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

○　柔道整復教員の資格要件は、柔道整復師の免許を取得してから５年以上実務に従事した後厚生大臣の指定する講習会を修了した者であることとされていたが、昭和４１年の省令改正において、柔道整復師養成施設の教員の不足という事態に対処するための応急策として、実務従事年数３年以上に短縮された。※あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（昭和４０年文部省・厚生省令第１号）

専任教員（その他）の見直しについて

○　専任教員数や専任教員の要件を見直すに当たり、指導ガイドラインにおいて専任教員の定義を明確化すべきではないか。

○　具体的には、大学設置基準第１２条を参考として、次のとおりとしてはどうか。
・教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

○　また、専任教員は、専門分野の養成の質の観点から、臨床実習施設において継続的に臨床に携わることによって臨床能力を高めるよう努めることとしてはどうか。

（参　　考）

大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号）
第十二条　教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。
２　専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
３　前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

その他（新カリキュラムの施行と経過措置）について（案）

○　新たなカリキュラムは、平成２９年４月１日施行を考えているが、経過措置として、すでに現行カリキュラムで養成が進んでいる在校生については、「現行カリキュラムで可」としてはどうか。このほか、新規校（施行日開設）及び既存の学校養成施設に対する経過措置として、教員増を学年進行に応じた増員としてはどうか。

【新規校（平成２９年４月開設）】

○新カリキュラム　　平成２９年４月１日施行

○専任教員数の増　　平成２９年４月１日施行（ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては４人（１学年に３０人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その数が３０人までを増すごとに１を加えた数）、その翌年度にあっては５人（１学年に３０人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が３０人までを増すごとに１を加えた数）とすることができる。

【既存校】

○新カリキュラム　　平成２９年４月の入学生から適用

○専任教員数の増　　平成２９年４月１日施行（ただし、専任教員の数は、平成３０年度までは５人（１学年に３０人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その数が３０人までを増すごとに１を加えた数）とすることができる。